

西尾市アーティストバンク要綱

(目的)

第1条 西尾市アーティストバンク（以下「バンク」という。）は、西尾市在勤・在住又は西尾市出身のアーティストの人材情報を集積・公開することで、アーティストの発表の場を拡充するとともに、西尾市民に芸術鑑賞及びワークショップなどの芸術体験の機会を提供することで、西尾市及び西尾市の芸術・文化活動の振興に資することを目的とする。

(事務局)

第2条 バンクの事務局（以下「事務局」という。）は、観光文化振興課に置く。

(登録等)

第3条 バンクに登録しようとするアーティスト（以下「登録希望者」という。）は、西尾市アーティストバンク登録申込書に記入の上、事務局に提出しなければならない。

2 バンクへの登録は、随時受け付けるものとする。

3 バンクへの登録に係る手数料は、無料とする。

4 バンクに登録することができるアーティストは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 芸術表現活動を行うもの

(2) 登録希望者又は登録希望者を構成する者のうち少なくとも1人が西尾市在勤・在住又は西尾市出身であること。

(3) 西尾市民の依頼に応じて公演及びワークショップの活動が実施可能であること。

(4) 西尾市民へ芸術体験の場を積極的に提供することが可能であること。

5 次の各号のいずれかに該当するものは、バンクへ登録をしない。

(1) 政治又は宗教活動を目的とするもの

(2) 営利活動を主な目的とするもの

(3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(4) その他バンクへ登録することが不相当と認められるもの

(通知及び公表)

第4条 事務局は、登録希望者をバンクに登録したときは、その旨を登録希望者に通知するとともに、登録希望者の同意を得ている情報につ

いて、公開するものとする。

- 2 事務局は、登録希望者をバンクに登録しなかったときは、その旨を登録希望者に通知するものとする。

(登録情報の変更)

第5条 バンクに登録されたもの(以下「登録者」という。)は、登録情報に変更が生じたときは、速やかに変更の申し出を行わなくてはならない。

- 2 事務局は、登録者から登録情報の変更の申し出を受けたときは、随時登録を変更するものとする。

(登録の抹消)

第6条 事務局は、登録者から登録抹消の申し出があったときは、当該登録情報を抹消するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、事務局は、次の各号のいずれかに該当する登録者についてはその登録を抹消することができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段によって登録が行われたもの
- (2) 正当な理由がなく事業を遂行しなかったもの
- (3) 第3条第4項に掲げる各号のいずれかを満たせなくなったもの
- (4) 第3条第5項に掲げる各号のいずれかに該当するに至ったもの

- 3 事務局は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を登録者であったものに通知するものとする。

(バンクの使用方法)

第7条 市民(団体及び個人。以下同じ。)は、催し物、発表会又は行事等においてバンクを利用して、登録者を招聘することができる。

- 2 観光文化振興課等の公共機関は、その主催する事業等においてバンクを利用することができる。

(登録者の招聘方法)

第8条 登録者の招聘は、事務局へ依頼して行う。ただし、事業実施に関わる事項については当事者間で行うものとする。

(招聘に伴う経費)

第9条 経費については、招聘する団体及び個人が負担する。

(個人情報の取扱い)

第10条 事務局がバンクを通じて知り得た個人情報については、この要綱に規定する目的以外に利用しない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。